次のとおり企画競争に付する。

令和7年2月25日 岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 企画競争に付する事項
- (1) 委託業務の名称岩手県議会議員会館給食業務委託
- (2) 業務の仕様等 岩手県議会議員会館給食業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 盛岡市内丸9番5号 岩手県議会議員会館
- 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者にくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 栄養士法(昭和22年法律第233号)に規定する栄養士若しくは管理栄養士の資格を有する者又は調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有する者を1名以上、当該業務に従事させることができること。
- (9) 参加資格確認申請書類の提出の日から起算して過去2年間に、食中毒事故等により、 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条に規定する営業停止等の処分を受けて いないこと。
- (10) 岩手県内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- (11) 現場説明会に参加した者であること。
- 3 企画競争に関する手続等
- (1) 実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所

〒020-8570 盛岡市内丸 10番地 1

岩手県議会事務局総務課

電話 (019) 629-6006 (直通)

イ 交付期間

令和7年2月25日(火)から令和7年3月12日(水)までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する祝日は除く。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る又は岩手県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 企画競争参加資格の確認
 - ア 本件企画競争への参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式1)及び必要な 添付書類(様式2)を提出し、企画競争参加資格の確認を受けなければならない。
 - イ 提出先

上記(1)アの場所とする。

ウ 提出期限

令和7年3月12日(水)午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送とする。。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

(3) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保)、第 94 条 (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該等する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(4) 企画競争参加資格の確認結果の通知

令和7年3月14日(金)までに通知する。

(5) 現場説明会の実施

当該企画競争に係る現場説明会を次のとおり実施する。

現場説明会への参加を希望する者は、その旨を電子メール又はファクシミリで申し 出なければならない。

ア 参加申出期限

令和7年3月6日(木)午前12時

イ 現場説明会開催日時

令和7年3月7日(金)午後2時

ウ 現場説明会開催場所

〒020-0023 盛岡市内丸9番5号

岩手県議会議員会館 1階食堂

(6) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年3月17日(月)午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(7) 仕様書等に対する質問書の提出期限

ア 提出期限

令和7年3月12日(水)午後5時

イ 提出方法

仕様書等に対する質問書(様式3)を記載の上、電子メール又はファクシミリにより 提出すること。

ウ 回答日程等

令和7年3月14日(金)に、企画競争参加者全員に、電子メールにより回答する。

4 委託候補者の選定

(1) 審査方法

企画提案書の内容をあらかじめ定めた提案書評価基準に従い、岩手県議会議員会館 給食業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査し、評価基準に定める 要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において、当該業務を実施するにふさわしいか否かを決定する。

(2) 提案書評価基準

岩手県議会議員会館給食業務委託評価基準のとおり

(3) 結果の通知

令和7年3月21日(金)までに、すべての企画提案書提出者に対し通知する。

5 契約に関する事項

(1) 契約の締結

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収して、契約を締結し、契約書を作成する。

(2) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、会計規則第 112 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約結果の公表

本契約について、契約締結日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県議会公式ホームページ上で公表する。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

6 その他事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案等により岩手県に提出した書類は返却しない。
- (3) 当該委託業務に係る予算について、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、委託手続きの停止措置を行うことがある。

また、上記の場合にあっても、企画提案に要した経費については、一切補償しないものとする。

7 問い合わせ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10番1号 岩手県議会事務局 総務課(担当 吉田) TEL019-629-6006 FAX019-629-6014 E-mail DA0001@pref.iwate.jp